

介護ウェブ 2023 推進ニュース

「利用料2割負担の対象拡大」などで新たな提案 そのまま審議を打ち切り、予算編成内で検討する方針示す

厚労省の介護保険部会、介護給付費分科会が相次いで開催され、「年末までに結論を得る」とされている「利用料2割負担の対象拡大」「施設多床室の室料負担」「高所得高齢者の保険料」について最終盤の検討が行われています。

■ 利用料2割負担の対象拡大ー新たに9つのモデルケースを示す

利用料について、これまで厚労省は、現在「所得上位20%」が対象となっている2割負担の対象を75歳以上高齢者の医療費窓口負担をモデルとした「所得上位30%」（単身で年収220万円以上）、さらに同26%（240万円以上）、同22%（260万円以上）の3つの選択肢を示していましたが、12月7日の介護保険部会では、「年収190万円以上」から「年収270万円以上」までの9段階に区分した新たなモデルケースを示しました（右図）。いずれの収入層においても「年間収入」が「年間支出」を上回るデータとなっており「負担可能な」根拠として提出されています。仮に、「年収190万円以上」に基準額が引き下げられると75万人が該当すると説明しています。



■ 審議を一方向的に打ち切り、予算編成の議論にゆだねる

さらに、厚労省は、利用料2割負担の最終的な見直し案を何ら示さないまま、審議会の検討を一方向的に打ち切り、現在政府内で行われている2024年度予算編成作業の中で結論を出す方針を示しました（下記）。

「負担能力に応じた給付と負担の不断の見直しの観点から、現場の従事者の処遇改善をはじめ、地域におけるサービス提供体制の確保に係る介護報酬改定での対応と合わせて、予算編成過程で検討することとしてはどうか」（12月7日 介護保険部会）

過去にない異例の対応であり、審議会でこれまで積み上げてきた議論、さらには審議会の存在自体を蔑ろにする暴挙です。委員からは、「予算編成過程の中で不透明なまま検討を続けるのは理解しがたい」、「安易にこのままあっさり決めてしまうのはいかがなものか」、「利用者負担を本当に増やせるのか。これ以上、無理矢理の議論を続けてほしくない」など厚労省の方針に対する強い批判意見が相次いで出されました。

■ 施設多床室の室料徴収の拡大ー老健施設、介護医療院の入所者2万2000人が対象に

12月4日、厚労省は、介護給付費分科会に施設多床室の室料負担について具体的な見直し案を示しました。老健施設では、「その他型」類型の老健施設と介護療養型老健施設について、所得が一定以上（市町村民税課税）の利用者を対象に室料を徴収、介護医療院についても、同様に所得が一定以上の利用者から室料を徴収する考え方を示しました。実施された場合、老健施設で4,000人、介護医療院で最大で1.8万人が対象となると説明しています。

委員からは、「床面積は畳4～5畳ほどであり、生活施設と言われても納得いかない」、「負担増で施設利用が困難になり、病気や身体の状態の悪化をまねく」、「老健は在宅復帰をめざす在宅療養支援施設であり、介護医療院では医療が提供される。生活施設とはいえない」など、撤回を求める声が出されました。

運営基準改定に向けてパブリックコメントの募集開始

12月4日、厚労省が、2024年度介護報酬改定に伴う運営基準の改定（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」）についてパブリックコメントの募集を開始しました。福祉用具の一部（手すりなど）の貸与・購入の選択制導入を前提とした基準改定案、ケアマネジャー1人あたりの取扱い件数の見直し案、テクノロジー機器導入を要件とした特定施設の人員配置基準の引き下げ案（「3:1」から「3:0.9以上」へ）などが盛り込まれています。提出期限は2024年1月3日です。短期間の取り組みとなりますが、現場から意見を集中しましょう。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230254&Mode=0>